

通所介護型サービス 算定構造

令和6年6月施行版

基本部分		注		注	注	B	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護型サービスを行う場合	事業所が送迎を行わない場合	
A 通所介護型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1 (1月につき 1,798単位、1日につき 59単位)	× 70/100	× 70/100	-1/100	-1/100	+ 5/100	-376単位 (1月につき)	-47単位 (片道につき)	
	(2) 事業対象者・要支援2 (1月につき 3,621単位、1日につき 119単位)								-752単位 (1月につき)
C 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき +100単位)									
D 若年性認知症利用者受入加算 (1月につき +240単位)									
E 栄養アセスメント加算 (1月につき +50単位)									
F 栄養改善加算 (1月につき +200単位)									
G 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき +150単位)								
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき +160単位)								
H 一体的サービス提供加算 (1月につき +480単位)									
I サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 事業対象者・要支援1 (1月につき +88単位) 事業対象者・要支援2 (1月につき +176単位)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援1 (1月につき +72単位) 事業対象者・要支援2 (1月につき +144単位)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象者・要支援1 (1月につき +24単位) 事業対象者・要支援2 (1月につき +48単位)								
J 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)								
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
K 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき +20単位)								
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき +5単位)								
L 科学的介護推進体制加算 (1月につき +40単位)									
M 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数 × 92/1000)			注 所定単位数は、AからL(B以外)までにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数 × 90/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数 × 80/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数 × 64/1000)								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数 × 81/1000)							
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数 × 76/1000)							
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数 × 79/1000)							
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数 × 74/1000)							
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数 × 65/1000)							
		(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数 × 63/1000)							
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数 × 56/1000)							
		(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数 × 69/1000)							
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数 × 54/1000)							
		(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数 × 45/1000)							
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数 × 53/1000)									
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数 × 43/1000)									
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数 × 44/1000)									
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数 × 33/1000)									

: 支給限度額管理の対象の算定項目
 : 支給限度額管理の対象外の算定項目

(※) 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 (※) 事業所が送迎を行わない場合については、A(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲で、A(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
 (※) 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

生活支援通所型サービス 算定構造

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 実施減算	B 中山間地域等に 居住する者への サービス提供加 算
A 生活支援通所型サービス費 【専門的なサービス提供なし】	【事業対象者・要支援1・2】 専門的なサービス以外を行う場合 (1月につき 1,440単位)	-1/100	-1/100	+5/100
A 生活支援通所型サービス費 【専門的なサービス提供あり】	【事業対象者・要支援1・2】 1月の中で専門的なサービスと併用する場合 等 (1回につき 360単位) ※ 月4回上限			
A 生活支援通所型サービス費 【専門的なサービス提供あり】	【事業対象者・要支援1・2】 週1回専門的なサービスを行う場合 (1月につき 1,620単位)	-1/100	-1/100	+5/100
A 生活支援通所型サービス費 【専門的なサービス提供あり】	【事業対象者・要支援2】 週2回専門的なサービスを行う場合 (1月につき 3,183単位)			
A 生活支援通所型サービス費 【専門的なサービス提供あり】	【事業対象者・要支援1・2】 1月の中で専門的なサービス以外と併用する場合 等 (1回につき 405単位) ※ 月4回上限(要支援2のみ8回上限)			
C 生活機能向上グループ活動加算	(1月につき +100単位)			
D 若年性認知症利用者受入加算	(1月につき +240単位)			
E 栄養アセスメント加算	(1月につき +50単位)			
F 栄養改善加算	(1月につき +200単位)			
G 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I) (1月につき +150単位) (2)口腔機能向上加算(II) (1月につき +160単位)			
H サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +88単位) 事業対象者・要支援1 (1月につき +176単位) 事業対象者・要支援2 (2)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +72単位) 事業対象者・要支援1 (1月につき +144単位) 事業対象者・要支援2 (3)サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +24単位) 事業対象者・要支援1 (1月につき +48単位) 事業対象者・要支援2			
I 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)			
J 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I) (1回につき +20単位) (2)口腔・栄養スクリーニング加算(II) (1回につき +5単位)			
K 科学的介護推進体制加算	(1月につき +40単位)			
L 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数 × 92/1000) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数 × 90/1000) (3)介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位数 × 80/1000) (4)介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位数 × 64/1000) (一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数 × 81/1000) (二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数 × 76/1000) (三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数 × 79/1000) (四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数 × 74/1000) (五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数 × 65/1000) (六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数 × 63/1000) (七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数 × 56/1000) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数 × 69/1000) (九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数 × 54/1000) (十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数 × 45/1000) (十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数 × 53/1000) (十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数 × 43/1000) (十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数 × 44/1000) (十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数 × 33/1000)	注 所定単位数は、AからL(B以外)までにより算定した単位数の合計		
M 事業所等連携加算	(+100単位)			
N 軽度化加算	(+300単位)			※利用者負担なし(給付率100%)
O 自立化加算	(+500単位)			※利用者負担なし(給付率100%)

: 支給限度額管理の対象の算定項目
 : 支給限度額管理の対象外の算定項目

(※)業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。